

長崎県立大学学長補佐に関する規程

〔 令和 7 年 3 月 5 日 〕
規 程 第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎県立大学学則（平成20年規則第 1 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、長崎県立大学学長補佐（以下「学長補佐」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 学長補佐は、学長から指定された業務を行い、学長を補佐する。

(選考)

第 3 条 学長補佐候補者の選考は、学長が行う。

(教育研究評議会の意見)

第 4 条 学長は、学長補佐の選考に当たっては、教育研究評議会の意見を聴くものとする。

(任命の申出)

第 5 条 学長は、第 3 条の選考を行ったときは、学長補佐の任命について理事長に申出を行うものとする。

(任期)

第 6 条 学長補佐の任期は 2 年以内とし、学長から指定された業務の遂行に必要な期間とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、当該学長補佐を選任した学長の任期を超えることはできない。

(解任)

第 7 条 学長は、学長補佐が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長に対して解任の申出を行うことができる。

- (1) 指定された業務の遂行が終了したとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき
- (3) 職務上の義務違反があるとき
- (4) その他学長補佐たるに適しないと認めるとき

2 学長は、前項の申し出をしようとする場合には、当該学長補佐に対し弁明の機会を与えるものとする。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、学長補佐の選考及び任期等に関し必要な事項は、教育研究

評議会の意見を聴いて学長が定める。

附 則（令和7年3月5日規程第10号）
この規程は、令和7年3月5日から施行する。